

議第六十号

損害賠償の額を定めることについて

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

平成二十九年十二月十三日午後一時二十分ごろ、県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、リハビリ施術のため女性（下呂市在住）の脚を動かした際、同人が左大腿骨^{たい}を骨折した事故について、県は、同人に対する損害賠償の額を、金千五百十八万三千百二十三円と定めるものとする。